

	都所管局	頁
◎ 住宅局		
I-2 建築物の耐震化の推進	都市整	3
I-3 木造住宅密集地域の整備促進	都市整	5
I-13 長周期地震動対策の推進	都市整	24
I-17 震災復興対策の推進	総務、都市整	27
III-1 鉄道駅のバリアフリー化の推進	都市整	54
VII-1 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	都市整	96
VII-2 市街地の開発に係る諸事業の推進	都市整	96
VII-1 既存住宅ストックの活用促進	都市整	104
VII-2 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	都市整	107
VII-3 都営住宅ストックの有効活用	都市整	109
VII-4 公営住宅制度等の抜本的見直し	都市整	110
VII-5 併存店舗付公営住宅等の耐震化推進	都市整	112
VII-6 地域優良賃貸住宅制度の改善	都市整	113
VII-8 アスベスト対策の促進	都市整	115
IX-1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援	オリ・パラ局、青・治本、総務、生文、都市整、福保、病院本部、産労、建設、教育	116
◎ 鉄道路局		
II-6 踏切対策推進のための制度の創設・拡充	都市整、建設	47
II-8 交通結節点における施設整備助成の拡充	都市整	48
III-1 鉄道駅のバリアフリー化の推進	都市整、交通	54
III-2 都市鉄道ネットワーク等の強化	都市整	56
III-4 都市高速鉄道整備の充実・強化	交通、都市整	58
III-5 鉄道施設の耐震化の推進	都市整	60
III-6 リニア中央新幹線の早期整備	都市整	61
◎ 自動車局		
II-9 物流対策の推進	都市整、建設、港湾	49
II-10 駐車対策の充実	都市整、青・治本、警視、産労	50
III-3 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	都市整	57
III-7 バス事業の環境整備の促進	交通	62
VII-10 水素社会の実現に向けた着実な取組	環境、交通、都市整	89
X-6 多摩・島しょ地域における生活路線バスの維持・確保	都市整	128
◎ 海事局		
X-5 離島航路補助事業の制度改善及び財源確保	港湾、総務	127
◎ 港湾局		
I-1 無電柱化事業の推進	港湾	1
I-6 東京港の地震・津波・高潮対策の推進	港湾	18
I-7 震災にも強い東京港の機能強化	港湾	19
I-8 民有港湾施設の適切な維持管理の推進	港湾	20
II-3 国道等の整備推進	港湾	37
II-4 道路・橋梁事業の推進	港湾	39
II-9 物流対策の推進	都市整、建設、港湾	49
IV-1 物流機能の強化等に向けた東京港整備の推進	港湾	63
IV-2 大型クルーズ客船ふ頭の整備推進	港湾	64
IV-3 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大	港湾	65
IV-4 東京港の新海面処分場の財源確保	港湾	66
IV-5 港湾保安対策に対する財政支援	港湾	67
IV-6 新興・再興感染症対策の充実	港湾	67
V-1 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	都市整、港湾	68
VI-3 東京湾の水質改善対策の促進	政策企画、都市整、環境、建設、港湾、下水	81
VI-13 ヒアリ等の侵入、定着防止措置の実施	環境、港湾	94
IX-4 国直轄事業負担金の更なる改革	総務、財務、建設、港湾	121
X-1 島しょ港湾等の防災対策の推進	港湾	124
X-2 島しょ港湾等の整備促進	港湾	124
◎ 航空局		
I-12 羽田空港の液状化対策の推進	都市整、総務	23
V-1 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	都市整、建設、港湾	68
V-2 首都圏新空港の調査検討の推進	都市整	72
V-3 米軍基地対策の推進	都市整	73
X-3 小笠原諸島への航空路開設の推進	総務、環境、港湾	125
X-4 離島航空路線の維持存続に向けた制度改善と財源確保	港湾、総務、都市整	126
X-8 調布飛行場の安全対策の更なる強化	港湾	130
◎ 大臣官房		
II-11 大都市補正の適用地区拡大	建設	52
◎ 観光庁		
II-10 駐車対策の充実	都市整、産労、警視	50
III-1 鉄道駅のバリアフリー化の推進	都市整、交通	54
IX-1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援	オリ・パラ局、青・治本、総務、生文、都市整、福保、病院本部、産労、建設、教育	116
IX-2 スポーツ振興事業の推進	オリ・パラ局、産労	118

I 災害対策関連事項

宅の耐震化のスピードアップを図り、国が定めた目標である平成 32 年度住宅の耐震化率 95%を達成するため、重点的に促進する必要がある。しかし、住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震改修等への国の交付率は、現在 11.5%であり十分ではない。

<具体的要求内容>

住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成 30 年度から開始された総合支援メニューについても効果を検証し、現在の交付対象限度額の 100 万円を引き上げ、建物所有者の負担を軽減するなど更なる拡充を図ること。

3 木造住宅密集地域の整備促進

1 災害に強い都市構造の確保

(提案要求先 都市局、道路局)
(都所管局 都市整備局、建設局)

- (1) 延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。
- (2) 避難場所等として機能する公園整備を推進するため、必要な財源を確保・拡充すること。

<現状・課題>

平成 28 年 12 月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

首都直下地震による東京の被害想定では、建物の全壊・焼失は約 30 万棟にも及ぶとされている。また、都内には大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約 13,000ha 存在する。

大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能の確保を図るため、延焼を防止する延焼遮断帯の形成や、それに囲まれた内側の市街地の不燃化、都民の生命を守る避難場所の確保など、災害に強い都市構造を早期に確保することが重要である。

しかし、延焼遮断帯の形成率は約 66%、木造住宅密集地域の不燃化に向け重点的に取組を行っている地域（整備地域）の不燃領域率は約 62%にとどまるなど、未だ不十分な状況にある。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成 23 年度から「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」を立ち上げ、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である「特定整備路線」を事業化し、整備を進めている。

＜具体的要求内容＞

- (1) 木造住宅密集地域において、道路整備と沿道の不燃化を重層的に推進することにより、震災時の延焼拡大を防止し避難路としても機能する「延焼遮断帯」の整備を図るため、
- ① 「特定整備路線」をはじめとする街路事業について、必要な財源を確保すること。
 - ② 都市防災総合推進事業について、必要な財源を確保すること。
 - ③ 都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進について、事業の着手をさらに促進するため、補助採択要件を不燃化率一律70%未満とするのではなく、道路幅員に応じた柔軟な採択要件(都の延焼遮断帯形成基準*を参照)にすること。
- (例)
- ・幅員20mの場合、不燃化率60%で補助採択
- ※ 都の延焼遮断帯形成基準：都市計画道路等の路線ごとに、市街地火災に対する焼け止まり効果の有無を延焼シミュレーションにより測定し、道路幅員に応じた不燃化率の形成基準を定めたもの。
- (2) 震災時に、避難場所や救援・復興活動の拠点として機能する公園の整備を短期集中的に進めるため、用地取得について、国費率を3分の1から2分の1に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

2 地域の防災性の向上

(提案要求先 住宅局、都市局)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。
- 特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備やその沿道の不燃化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。
- (2) 防災街区整備事業の実施における要件を緩和すること。
- (3) 密集事業や新防火規制に係る税制上の優遇措置を講じること。
- (4) 不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施しているまちづくり融資の限度額を引き上げること。
- (5) 防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を目的に改正された建築基準法を踏まえ、老朽建築物の不燃化に対する支援策を講じること。
- (6) 木密地域の改善を加速するため、権利者などの移転を促すことを目的として、公有地等を活用した移転先を整備する新たな取組に対し、支援策を講じること。

<現状・課題>

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

都内には、震災時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域が広範囲に分布しており約13,000ha存在している。

都は、これまで、延焼遮断帯の形成とともに建築物の不燃化・耐震化を進めてきたが、木造住宅密集地域の不燃化に向け重点的に取組を行っている地域（整備地域）の不燃領域率は約62%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にあり、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の不燃化など、地域の防災性の向上を図ることが重要である。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」により、市街地の不燃化を強力に進めている。

また、平成27年度には「防災都市づくり推進計画」を改定し、特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の改善を進めるため、防災上重要な生活道路の整備を促進することで、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する取組を開始した。具体的には、地域ごとに、震災時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が行える幅員6m以上の道路や、避難に有効な4m以上の道路（以下「防災生活道路」という。）を計画に位置付けて道路の拡幅整備を計画的に進め、併せて沿道の建替え工事費の一部を助成し、不燃化の更なる加速と道路の整備を進めていく。また、電柱の倒壊による道路閉塞など、防災生活道路の機能に支障が生じないように、無電柱化を促進していく。

こうした取組を着実に実施していくためには、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

さらに、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性向上を図るため、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率の制限緩和や防火規制の合理化などを盛り込み改正された建築基準法を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を進めることが重要である。

加えて、木造住宅密集地域の改善を加速するため、道路の拡幅整備などに伴い移転が必要な権利者や、無接道等により老朽建物の建替えが困難な権利者などの生活や既存コミュニティに配慮した、魅力的な移転先を確保するとともに、移転により生じた種地を防災まちづくりに活用する新たな取組に着手する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 木密地域の不燃化を加速するため、以下のとおり不燃化建替え、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅、延焼遮断帯の形成、無電柱化の促進等、防災都市づくりに資する事業への財源の優先的な確保と既存事業の要件緩和や新たな制度の創設を行うこと。

- ①住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については、必要な財源を確保するとともに、早期かつ着実に防災性の向上を図るため、共同住

I 災害対策関連事項

宅等への建替えについては、国費率を従来よりも引き上げること。また、無電柱化の促進などにも必要な財源を確保すること。

- ②都が実施している「木密地域不燃化10年プロジェクト」で指定する不燃化特区内において、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の建替促進事業による戸建から戸建への建替えの助成を認めること。
 - ③都市防災総合推進事業において、避難経路転換用地の取得について、道路を新設する場合に幅員4m未満の部分の用地費も補助対象化し、対象地域に関しても、重点密集市街地に限らず設定できるよう要件を緩和すること。
 - ④一時集合場所等への避難経路となる防災生活道路等の沿道の不燃化促進のため、既存制度の要件緩和に取り組むこと。
 - ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件の緩和
 - ・都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進における不燃化促進区域や助成対象建築物に関する要件の緩和
 - ・上記又は、防災生活道路沿道の不燃化促進に対する助成制度の創設
 - ⑤木密地域において必要な避難場所を確保するため、避難場所の候補地となる箇所周辺の不燃化促進などに対する助成制度を創設すること。
- (2) 都が防災まちづくりを進めている地域は狭小な宅地が多いため、防災街区整備事業における個別利用区制度の運用にあたっては、耐火建築物を建築するなど、特定防災機能の確保に資する対策を行う場合は、敷地の最低限度の要件（100㎡）を緩和すること。
- (3) 耐火性の高い建物への建替えや主要生活道路の整備を促進するため、密集事業施行区域や東京都建築安全条例に基づいて新たな防火規制を行う区域について、登録免許税などの税制上の優遇措置を講じること。
- (4) 木造住宅密集地域において、高齢者世帯の住居の建替えに伴う資金面の負担を軽減し、不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施している高齢者向け返済特例制度の融資限度額の引上げを図ること。
- (5) 防火地域・準防火地域における延焼遮断効果の高い建築物の建ぺい率制限の10%緩和や防火規制の合理化などを盛り込んだ建築基準法の改正を契機とした木造住宅密集地域の改善を促進するため、既存建築物の不燃化改修に対する支援策を講じること。
- (6) 木密地域の権利者などが移り住みたくなるような魅力的な受け皿づくりのため、民間事業者を活用した移転先の整備等に対する助成制度を創設すること。